

県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱
(非住宅建築物木質化支援)

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会(以下「木材協会」という。)が実施する県産木材建築利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。)、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱(令和2年3月25日付け林第1149号)、県産木材利用促進事業実施要領(令和2年3月25日付け林第1182号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付の目的

非住宅建築物の内外装木質化や備品導入において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

(2) 補助対象メニュー

ア 内外装木質化支援

イ 備品導入支援

(3) 補助金交付の対象者

前号の補助対象メニューについては、施主又は施工者とする。

(4) 補助条件

補助対象メニューに係る補助条件その他必要な事項は、別表及び知事が別に定めるところによるものとする。

(5) 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおりとする。

(補助金の申込)

第3 補助金を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、申込期日までに補助金申込書(以下「申込書」という。様式第1号)に関係書類を添えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込期日
内外装木質化支援 (1) 施工箇所が分かる設計図書(平面図、立面図、仕上概要表)の写し (2) 施工箇所が分かる写真 (3) 木質化に使用する県産木材の材料費が確認できる内訳書(見積書等) (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの(初回申請のみ)	木工事着手前までとする。
備品導入支援 (1) 備品の仕様書 (2) 備品の購入費が確認できる内訳書(見積書等) (3) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの(初回申請のみ)	備品発注(=契約)前までとする。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

(補助金の繰越承認申請)

第4 申込者が補助金の繰越を申請する場合は、繰越承認申請書(様式第2号)により、木材協会

に届け出るものとする。

(補助金の利用辞退)

第5 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式第3号)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 第3の2項により採択通知を受理した申込者は、内外装木質化支援については木工事完了後、備品導入支援については備品設置後に速やかに補助金交付申請書(様式第4号)に關係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

関係書類	申請期日
内外装木質化支援 (1) 最終の施工箇所が分かる設計図書(平面図、立面図、仕上概要表)の写し (2) 施工前及び施工後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象経費に係る納品書及び領収書その他支払の事実が確認できる書類 (4) 県産木材使用証明書(様式第5号) (5) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し	補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。
備品導入支援 (1) 設置状況が確認できる写真 (2) 備品の写真(木材使用部分が確認できるもの) (3) 補助対象経費に係る納品書及び領収書その他支払の事実が確認できる書類 (4) 県産木材使用証明書(様式第5号) (5) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し	同上

(補助金の支払い)

第7 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告するものとする。

3 木材協会は、状況報告等に基づき適正と認めたときは、申込者へ交付決定を通知するとともに、申込者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申込者にその旨を通知するものとする。

なお、補助金の振り込みは、原則として一定期間の申請に応じて、申込者ごとに一括で振り込むこととする。

(県産木材使用証明書)

第8 木材協会会員は、申込者から当該建築物の施工等に製材・納材等した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書(様式第5号)を作成するものとする。

(関係者との協力・連携)

第9 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店、建築士、製材工場等)と協力・連携を図るものとする。

(書類の保管)

第10 補助事業の実施に当たっては、申込者又は納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整

備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象	補助区分	補助対象者	基本要件	補助金の額及び上限額	
				上限額	補助金額
非住宅木質化支援	① 非住宅建築物の内外装木質化	施主又は施工者	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する木材は県産木材とする ・補助対象経費は、建築物の内外装木質化に使用する県産木材の材料費とする 	1棟当たり 100万円	1／3以内
	② 非住宅建築物への備品導入		<ul style="list-style-type: none"> ・当該備品において木材を使用している部分はすべて県産木材であること ・補助対象経費は、当該備品の購入費とする 		

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

※補助金額は千円未満切り捨てとする。

申請番号

様式第1号

年 月 日
(必ず記載してください。)(一社) 島根県木材協会
会 長 様

申請者名 (又は法人名) :

年度 県産木材建築利用促進事業申込書
(非住宅建築物木質化支援)

県産木材建築利用促進事業を利用したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 申請者情報 (※いずれかにチェックし、必ず記載してください)

 施主 施工者

名 称 (法人名又は氏名) :

代表者職氏名 (法人の場合) :

住 所 :

電話番号 :

メールアドレス :

2 申請メニューの区分 (該当する区分に○を付けてください)

<input type="checkbox"/> ①内外装木質化支援	<input type="checkbox"/> ②備品導入支援
------------------------------------	----------------------------------

3 施工しようとする建築物の概要

施工場所			
延床面積	m ²		
工事着工予定日	年 月 日	対象工事着工予定日	年 月 日
対象工事完了予定日	年 月 日		
納材業者名 (製材業者 / 木材協会会員等) ①	住 所		
	名称・代表者氏名	(登録番号 - 第 号)	
	電話番号		

※内外装木質化支援の場合は、対象工事の期間を記載すること

※県産木材製品の供給を受ける予定の製材工場を全て記載すること (適宜行を追加してください)。

4 県産木材の使用計画

I. 内外装木質化

区 分	使用箇所	県産木材使用量 (m ³)
内装木質化		
外装木質化		

※使用部材が複数ある場合は全てについて記載してください。

※県産木材使用量は小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までとします。

II. 備品導入

当該備品の木材使用部分は、すべて島根県産木材である

※該当する場合にチェックしてください。チェックがない場合は補助金を交付しません。

備品名	木材使用部分	概要（任意）

5 添付書類（すべてA4サイズで添付のこと）

I. 内外装木質化支援

- (1) 施工箇所が分かる設計図書（平面図、立面図、仕上概要表）の写し
- (2) 施工箇所が分かる写真
- (3) 木質化に使用する県産木材の材料費が確認できる内訳書（見積書等）
- (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ）

II. 備品導入支援

- (1) 備品の仕様書
- (2) 備品の購入費が確認できる内訳書（見積書等）
- (3) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ）

申請番号	
------	--

様式第2号

年 月 日
(必ず記載してください。)

(一社) 島根県木材協会
会 長 様

申請者名 (又は工務店名) :

年度 県産木材建築利用促進事業繰越承認申請書
(非住宅建築物木質化支援)

年 月 日付け島木協第 号により、採択通知のあったこの事業について、別紙理由書により事業完了
予定期間内の完了が困難となったので、事業の延期を申請したく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者情報 (様式第1号と同一の場合は記載不要)

※変更がある場合のみ該当項目について記載

2 建築場所

3 繰越を必要とする額

補助金額 _____ 円

(対象経費 _____ 円 (税抜き) × 1 / 3 以内)

4 添付書類

(1) 事業延期期間及び延期理由書

(2) 工程表

(3) 現地現況写真等

(4) 木質化に使用する県産木材の材料費が確認できる内訳書 (見積書等) 又は備品の購入費が確認できる
内訳書 (見積書等)

様式第3号

申請番号	
------	--

年 月 日

(必ず記載してください。)

(一社) 島根県木材協会
会 長 様

申請者名 (又は工務店名) :

年度 県産木材建築利用促進事業費補助金利用辞退届
(非住宅建築物木質化支援)

年 月 日付け島木協第 号により、採択通知のあった下記建築物について、その利用を辞退します。

記

1 申請者情報 (様式第1号と同一の場合は記載不要)

※変更がある場合のみ該当項目について記載

2 建築場所

3 辞退理由

申請番号

様式第4号

年 月 日
(必ず記載してください。)

(一社) 島根県木材協会
会 長 様

申請者名 (又は工務店名) :

年度 県産木材建築利用促進事業費補助金交付申請書
(非住宅建築物木質化支援)

年 月 日付けで採択通知のあった県産木材建築利用促進事業の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報 (様式第1号と同一の場合は記載不要)

※変更がある場合のみ該当項目について記載

2 申請メニューの区分 (該当する区分に○を付けてください)

①内外装木質化支援	②備品導入支援
-----------	---------

3 補助金申請額 _____ 円

(対象経費 _____ 円 (税抜き) × 1 / 3 以内)

4 補助金の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協						支店 支所	
	預 金 種 目	普通・当座	口座番号					
口座名義人 (申請人と同一のこと)	フリガナ							
	氏 名							

※申込者本人名義の口座に限る

※ゆうちょ銀行は利用できません。

5 添付書類

I. 内外装木質化支援

- (1) 最終の施工箇所が分かる設計図書 (平面図、立面図、仕上概要表) の写し
- (2) 施工前及び施工後の状況が確認できる写真
- (3) 補助対象経費に係る納品書及び領収書その他支払の事実が確認できる書類
- (4) 県産木材使用証明書 (様式第5号)
- (5) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

II. 備品導入支援

- (1) 設置状況が確認できる写真
- (2) 備品の写真 (木材使用部分が確認できるもの)
- (3) 補助対象経費に係る納品書及び領収書その他支払の事実が確認できる書類

(4) 県産木材使用証明書（様式第5号）

(5) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

(施工者名・施主名)

様

登録番号
納材業者 (製材業者)
住 所
名 称
代表者名
電話番号

県産木材使用証明書 (木質化支援)

貴社 (貴方) 建築物又は備品に使用する県産木材については、当社が製材・納材したもので、その内容は下記のとおりであることを証明します。

○県産木材使用内容明細

使用箇所又は備品名	区分		県産木材使用明細 (㎡又は数量)	県産木材の仕入先	県産木材の生産地
	木材使用部分	樹種名			
内装材	フローリング材				
	内壁材				
	天井材				
外装材	外壁材				
	軒天材				
	ウッドデッキ				
	木製フェンス				
	その他の建物付帯設備				
内装材・外装材小計			0.0000		
備品					
備品小計			0		

(注1) 県産木材使用量は、㎡又は数量で記載すること。材積で記載する場合は㎡単位とし、小数第4位まで記載すること。

(注2) 仕入先は、県産木材を仕入れた木材市場名等を記載して下さい。例：〇〇木材市場、〇〇森林組合

(注3) 生産地は、木材が生産された市町村名を記載して下さい。

(注4) 生産地等を証明する書類は、検査等の求めに対応するため整備・保管しておいて下さい。

(注5) 上記に記載のない部材については、必要に応じて項目を追加の上記載してください。